

議案第18号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2（その1）8級の項第1号中「、医療政策監、情報政策監」を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。